

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	<p>病児保育事業における職員配置要件の緩和 (子ども・子育て支援法) 【省令改正等】</p> <p>(管理番号：11, 182)</p>	<p>富山市／鳥取県、中国地方知事会 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>(1) 病児保育事業について、市区町村が地域の実情等に鑑みて柔軟に職員配置を行えるよう、事業実施要綱上の職員配置要件を緩和するとともに、職員配置要件を緩和した施設についても、幼児教育・保育の無償化対象とする。</p> <p>(2) 病児保育事業の体調不良児対応型について、同事業の病児・病後児対応型と同様に、近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば看護師等の常駐を要件としないこととし、この場合において看護師等に課せられている、施設における児童全体の日常的な保健対応等は不要とする。</p> <p>これにより、保育士や看護師等の人材確保が困難な状況に対応するとともに、継続的・安定的な事業の実施に資する。</p>
2	<p>保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直し (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：15)</p>	<p>須坂市、中野市、飯山市、茅野市 (厚生労働省)</p>	<p>幼児教育・保育の無償化により入所希望者が増加していることから、保育所の保育室等の居室面積基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直し。</p> <p>これにより、施設を新設することなく入所希望者数の増加に対応することが可能となり、子どもの受け皿の拡充に資する。</p>

重点事項について

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
3	<p>幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【通知改正】 (管理番号：28)</p>	<p>藤枝市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>幼保連携型認定こども園の園庭の位置等について「従うべき基準」とされており、園舎及び園庭を同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則とされているところ、園舎の付近にある公園等についても園庭とみなし、その面積を基準上必要とされる園庭の面積に算入することを可能とする。 これにより、幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行が促進され、子どもの受け皿の拡充に資する。</p>
4	<p>指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲 (地方自治法、児童福祉法) 【政令改正】 (管理番号：50)</p>	<p>岡山県 (厚生労働省)</p>	<p>指定都市・中核市が設置する保育所については都道府県知事が指導監査権限を有するところ、これを指定都市・中核市の長に移譲する。 これにより、指定都市・中核市が設置する幼保連携型認定こども園と同様に、指定都市・中核市による指導監査が可能となり、効率的な指導監査実施に資する。</p>
5	<p>幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し (子ども・子育て支援法) 【通知改正】 (管理番号：209, 256)</p>	<p>豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市／熊本市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>幼児教育・保育の無償化に係る「施設等利用費」の給付事務において、利用者が月途中で転園せずに他の市区町村へ転出した場合等について、施設等利用費は日割りで算出することとされているところ、月割りを可能とする。 これにより、幼児教育・保育の無償化についての利用者の利便性が向上されるとともに、地方公共団体における事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
6	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件等の見直し (子ども・子育て支援法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：32, 169)</p>	<p>大阪府／島根県、中国地方知事会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱについて、令和4年度を目途に加算対象職員の研修受講の必須化を目指すこととされているところ、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 新型コロナウイルスの影響により計画的な研修受講に支障が生じていることから、研修受講の必須化を延期するとともに、レポート提出による代替を認めるといった研修方法の多様化を行う。</p> <p>② 加算要件として認められている園内研修等の確認事務(都道府県が実施)について、全国統一のスキームを提示するとともに、施設等が申請する際の標準様式を提示する。また、他の都道府県において受講した園内研修等の取扱いを明確化するとともに、加算要件として認められる研修内容等に関する情報を地方公共団体へ提供する。</p> <p>③ 保育所等において加算要件として認められている保育士等キャリアアップ研修において、保育士以外の職員の実務に即した研修分野の新設と当該職員が受講すべき研修内容を明確化する。</p> <p>これにより、計画的な研修受講が図られるとともに、都道府県における事務負担の軽減に資する。</p>
7	<p>保育士の就業状況等の届出の努力義務化 (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：174)</p>	<p>岐阜県 (厚生労働省)</p>	<p>現行制度上、保育士の離職時等の住所や就業状況等の届出を義務付ける規定はないところ、都道府県等への届出を努力義務化する。</p> <p>これにより、潜在保育士へのきめ細やかな就業支援が可能となり、保育士の復職や保育士不足の解消に資する。</p>

重点事項について

1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
8	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化 (児童福祉法) 【政令改正】 (管理番号：258)	熊本市 (厚生労働省)	障害児通所給付決定については、障害児の保護者の所得や子どもの数に応じて保護者が負担すべき上限月額を決定しているが、年齢要件のみで判断される「就学前の障害児の発達支援の無償化」により利用者負担が発生しないことが明らかな場合には、決定に当たり、障害児の保護者の所得や子どもの数の確認等を不要とする。 これにより、申請者である保護者が証明書等を取得する手間が省けるとともに、地方公共団体の負担軽減に資する。
9	障害児通所給付決定における有効期間の見直し (児童福祉法) 【省令改正】 <R元年フォローアップ案件> (管理番号：149)	熊本市 (厚生労働省)	障害児通所給付決定について、現行制度ではその有効期間の上限が12カ月とされているところ、障害の状況や利用サービスの種類等に応じ、その上限を延長することとする。 これにより、個々の障害児の状況に応じた期間の支給決定が可能となり、申請者である保護者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。 (参考) 令和元年対応方針において、「給付決定実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る」とされたもの。
10	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し (児童福祉法) 【通知改正】 (管理番号：24, 203)	新潟市／指定都市市長会 (内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)	小児慢性特定疾病対策事業に係る医療受給者証の発行に当たっては、医療保険者に対して高額療養費適用区分を照会等を行い記載するとされているが、この区分の記載を廃止することとし、廃止が難しければ、限度額適用認定証等による確認を可能とすることで、医療保険者への照会を不要とする。 これにより、地方公共団体及び医療保険者の事務負担が軽減されるとともに、受給者証の早期発行に資する。

重点事項について

2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
11	<p>小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し (介護保険法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：180)</p>	<p>鳥取県 (厚生労働省)</p>	<p>小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直す。</p> <p>これにより、市町村が地域の実情に応じた定員数を定めることで、利用ニーズへの柔軟な対応による利用者の利便性の向上や事業者の経営状況の改善に資する。</p>
12	<p>訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し (介護保険法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：186)</p>	<p>鳥取県 (厚生労働省)</p>	<p>訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直す。</p> <p>これにより、都道府県が地域の実情に応じた看護師等の人員数を定めることで、訪問看護事業への参入促進や看護師等の離職による事業所の休止・廃止の抑制に資する。</p>
13	<p>ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和 (介護保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号：67)</p>	<p>八王子市 (厚生労働省)</p>	<p>介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の介護職員又は看護職員の人員に関する基準について、ICT等を活用する場合、その緩和を可能とする。</p> <p>これにより、介護人材確保の負担軽減、職員の処遇改善、業務の効率化に資する。</p>

重点事項について

2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
14	<p>国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、国民健康保険法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：34, 62, 69)</p>	<p>中核市市長会／豊田市／八王子市 (内閣府、総務省、厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険の被保険者資格喪失については、世帯主からの届出がない場合、市区町村による文書照会等を経なければ資格喪失に係る処理を行うことができないところ、以下の見直しを行うことで、迅速で適正な資格管理及び市区町村の事務負担の軽減に資する。</p> <p>① オンライン資格確認のシステムで一元管理される資格情報を利用し、国民健康保険と他の医療保険との二重加入となっている被保険者の情報を保険者へ通知し、資格の切り替えを可能とする。</p> <p>② 国民健康保険の資格喪失の届出が提出された場合に限定されているマイナンバー制度の情報連携について、他の医療保険の資格取得により国民健康保険の資格喪失が疑われる場合には、届出が提出されていなくとも、マイナンバー制度による情報連携により、医療保険給付関係情報を照会可能とする。</p>
15	<p>国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化 (国民健康保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号：113)</p>	<p>砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町 (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険における高額療養費の申請手続は、自己負担限度額を超えた月ごとに領収書をまとめ、申請書に添付して市区町村に提出することとなっているが、70歳以上の者については、実質的な申請は初回時のみで足り、以降は被保険者(住民)から申請がなくとも高額療養費を支給できるよう簡素化されている。</p> <p>こうした申請手続の簡素化について、69歳以下の者も含めた全年齢を対象として可能とする。</p> <p>これにより、被保険者(住民)の申請手続と市区町村の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
16	<p>乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直し （診療放射線技師法） 【法律改正】</p> <p>（管理番号：231）</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 （厚生労働省）</p>	<p>乳がんの集団検診（マンモグラフィ）に必要な医師の立会いについて、肺がんの集団検診（胸部エックス線検査）と同様に、立会いを不要とする。 これにより、医師の確保が困難な地域における検診機会の増加に資する。</p>
17	<p>障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） 【法律改正】</p> <p>（管理番号：225）</p>	<p>埼玉県、埼玉県町村会 （厚生労働省）</p>	<p>居宅や障害者支援施設等から、他の市区町村に存する介護施設に入所し、介護保険サービスに加えて障害福祉サービスを利用する場合に居住地特例（施設入所前市区町村が、支給決定等を行い、費用を負担する）を適用する。 これにより、市区町村間の適正な責任の分担と負担の公平を確保するとともに、介護保険サービスと障害福祉サービスに関する手続を同一市区町村で行うことが可能となり、利用者の利便性向上に資する。</p>

重点事項について

2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
18	<p>障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し (障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について、日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明業務への協力方依頼について) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：123, 173)</p>	<p>特別区長会、大村市／岐阜県 (総務省、厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>有料道路の障害者割引制度及び日本放送協会放送受信料免除制度の申請に関して、申請者が有料道路会社及び日本放送協会に必要な資料を添えて郵送等により直接申請することを可能とし、市区町村による証明事務を廃止する等の見直しを行う。 これにより、申請者及び市区町村の事務負担の軽減に資する。</p>
19	<p>難病法による特定医療費の支給認定等の見直し (難病の患者に対する医療等に関する法律) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：47, 152, 242)</p>	<p>愛知県、横浜市、高知県／茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県／香川県、徳島県 (内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>難病法による特定医療費の支給認定等について、以下の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 患者が特定医療を受ける医療機関について、都道府県等が予め設定する事務を廃止する。 ② 高額療養費制度で用いられる医療保険の所得区分について、保険者への照会及び医療受給者証への記載を廃止する。 ③ 負担上限月額区分について、市町村民税額(所得割)に応じた区分設定に代わり、医療保険の所得区分を用いる。 <p>これにより、患者の利便性向上及び都道府県等の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
20	<p>農用区域からの除外に係る8年要件の起算点の見直し (農業振興地域の整備に関する法律) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：76)</p>	福岡県、九州地方知事会 (農林水産省)	<p>農業振興地域内の農用区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地」であることが定められているところ、当該事業全体の工事が完了していない場合でも、一部の地域について当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる場合には、「工事が完了した年度」に該当するものとする。</p> <p>これにより、地域の実情に応じた主体的かつ効率的な土地利用に資する。</p>
21	<p>農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し (農業委員会等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：139)</p>	生駒市 (農林水産省)	<p>農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数については、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされており、政令において「区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数」が上限として定められているところ、この「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に見直し。</p> <p>これにより、農業委員会の運営体制や農地の地理的状況等の地域の実情に応じた定数の設定が可能となり、農地等の利用の最適化の推進のための活動を効率的かつ効果的に行うことに資する。</p>

重点事項について

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
22	<p>旧農地法に基づく国有農地等に関する制度及び運用の見直し (旧農地法) 【政令改正等】</p> <p>(管理番号：25, 87, 89, 91)</p>	<p>千葉県／三重県、宮城県、 広島県／宮城県、三重県、 秋田県、長野県、広島県 (法務省、農林水産省)</p>	<p>平成21年農地法改正法による改正前の農地法（旧農地法）の規定に基づき、都道府県が管理する国有農地等に関する以下の制度・運用の見直しを行うことで、地域における迅速かつ有効な土地利用及び行政事務の効率化に資する。</p> <p>① 国有農地等の農業利用目的での貸付け又は売払いについて、耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アールに満たない者等も対象とすること。 ② 国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間（6カ月）を短縮化すること。 ③ 国有農地等の取得時効の認定に係る運用について、明確な基準の策定、手続きの簡素化及び自作農財産紛争処理等連絡協議会の運用の見直し等を行うこと。</p>
23	<p>宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止 (宅地建物取引業法、積立式宅地建物販売業法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：189)</p>	<p>神奈川県、埼玉県 (国土交通省)</p>	<p>二以上の都道府県に事務所を設ける宅地建物取引業者（国土交通大臣免許業者）が、国土交通大臣に提出する免許の申請、変更の届出、廃業等の届出、事務所以外の施設の設置の届出等に係る申請書及び届出書について、都道府県を経由して提出する義務付けを廃止する。 これにより、申請者等の利便性向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
24	<p>不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止 (不動産の鑑定評価に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：190)</p>	神奈川県 (国土交通省)	<p>二以上の都道府県に事務所を設ける不動産鑑定業者（国土交通大臣登録業者）が、国土交通大臣に提出する登録の申請、登録換えの申請、変更の登録の申請及び廃業等の届出に係る申請書及び届出書について、都道府県を経由して提出する義務付けを廃止するとともに、国土交通大臣登録業者に係る登録簿等の都道府県における供覧を廃止する。</p> <p>これにより、申請者等の利便性向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>
25	<p>一級建築士免許等に係る都道府県経由事務の廃止及び申請窓口等の一本化 (建築士法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：191)</p>	神奈川県 (国土交通省)	<p>一級建築士の免許等に関する国土交通大臣への書類の提出、住所・死亡等の届出及び国土交通大臣による書類の交付について、都道府県を経由する義務付けを廃止するとともに、中央指定登録機関に申請窓口等を一本化する。また、一級建築士試験の受験の申込みについて、都道府県を経由して提出する義務付けを廃止する。</p> <p>これにより、申請者等の利便性向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。</p>

重点事項について

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
26	<p>社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 【要領改正】</p> <p>(管理番号：23, 168, 192)</p>	<p>石川県／島根県、中国地方知事会／神奈川県 (国土交通省)</p>	<p>社会資本整備総合交付金の申請等に係る手続については、平成30年度から社会資本整備総合交付金システムが導入されているが、鑑文書等については引き続き紙媒体による押印文書の提出が必要とされているため、当該文書を電子化する。</p> <p>これにより、地方公共団体の事務負担の軽減及び事務処理の迅速化が可能となる。</p>
27	<p>史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化 (文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律) 【要綱改正】</p> <p>(管理番号：226)</p>	<p>太宰府市 (文部科学省)</p>	<p>地方公共団体が、史跡等購入費補助金により取得した土地を活用して史跡等の保存を目的とした財源を得ようとする場合、その行為が補助金の交付の目的に反した使用に該当する場合もあるため、活用の範囲を明確化する。</p> <p>これにより、地方公共団体の自主的な史跡等の保存のための財源確保に資する。</p>

重点事項について

4. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
28	<p>家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し (家畜伝染病予防法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：132)</p>	<p>長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 (農林水産省)</p>	<p>家畜伝染病の発生を予防するために実施する家畜に対する検査、注射、薬浴及び投薬については、都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する家畜防疫員が実施することとされているが、民間獣医師による実施を可能とする。</p> <p>これにより、家畜防疫員の負担が軽減され、長期的かつ継続的な取組が求められる豚熱等に係るワクチン接種について円滑かつ効率的な実施が可能となり、もって家畜の伝染性疾病の発生を予防し、畜産の振興に資する。</p>
29	<p>沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直し (沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法) 【法律改正】</p> <p><H28年フォローアップ案件> (管理番号：136, 254)</p>	<p>山口県、中国地方知事会、九州地方知事会 (農林水産省)</p>	<p>沿岸漁業改善資金（沿岸漁業に従事する漁業者の経営・生活の改善のために必要な資金を無利子で貸し付ける制度）について、現行では都道府県が担保又は連帯保証人を徴求した上で直接貸し付ける制度になっているところ、漁協等の金融機関による転貸融資を可能とした上で、機関保証の対象とすることを可能とする。</p> <p>これにより、地域の実情に応じた民間ノウハウを活用した貸付が可能となり、当該資金の活用拡大に繋がることで、新規漁業就業者の確保・定着の促進に資する。</p> <p>(参考) 平成28年対応方針において、「沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査（※物的担保の活用に関する調査）結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る」とされたもの。</p>

重点事項について

4. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
30	<p>郵便局において取扱いが可能な事務の拡大 (地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：121)</p>	<p>泰阜村、長野県、大町市、長和町、山ノ内町、飯綱町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村 (総務省、法務省)</p>	<p>郵便局において取扱いが可能な事務の範囲を見直し、以下の取扱いを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民異動届、印鑑登録の受付等 ② 法律第2条において交付の請求の受付、引渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ③ 戸籍謄本等・除籍謄本等、戸籍の附票・除附票の写し、印鑑登録証明書の代理請求の受付等 <p>これにより、住民に身近な郵便局におけるワンストップサービス化が可能となり住民サービスが向上するとともに、行政事務の効率化に資する。</p>
31	<p>地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し (地方自治法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：35)</p>	<p>中核市市長会 (総務省)</p>	<p>現行法上、原則禁止されている私人の公金取扱いについて、地方公共団体の全ての歳入において収納事務の私人委託が可能となるよう地方自治法又は同法施行令を改正する。</p> <p>これにより、住民の利便性の向上につながるとともに、収納率の向上及び業務の効率化に資する。</p>

重点事項について

5. 行政手続の効率化を通じて、住民等の利便性向上を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
32	<p>生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略 (生活保護法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号：211)</p>	<p>群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 (厚生労働省)</p>	<p>生活保護法に基づく指定医療機関がその名称に変更があった場合等を行う都道府県知事等への届出について、変更する事項のうち告示する事項ではないもの（管理者の氏名等）については届出を不要とする。</p> <p>これにより、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>
33	<p>不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用 (登録免許税法、地方税法、不動産登記法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号：247)</p>	<p>神戸市 (法務省)</p>	<p>不動産の移転登記等を行う際に申請者が登記所に納付する登録免許税の計算について、地方税法第422条の3の規定により市区町村から登記所へ通知している「土地及び家屋の価格」の電子情報を用いて、登記所が課税標準の金額を確認し、登録免許税額の計算を行うこととする。</p> <p>これにより、申請者は「土地及び家屋の価格」の確認のために役所を訪れる必要がなくなり、市区町村は固定資産課税台帳登録事項証明書の発行の必要がなくなるため、住民の利便性向上及び行政事務の効率化に資する。</p>

重点事項について

5. 行政手続の効率化を通じて、住民等の利便性向上を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
34	<p>心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認方法の見直し (独立行政法人福祉医療機構法、住民基本台帳法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：215)</p>	<p>愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 (総務省、厚生労働省)</p>	<p>地方公共団体が独立行政法人福祉医療機構に毎年報告する現況届等に添付する住民票(受給者等が地方公共団体に提出)に代えて、機構が住基ネットを用いて現況確認することを可能とする。 これにより、受給者等の利便性向上や地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>
35	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する事務におけるマイナンバー制度による情報連携の対象情報の拡大 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、高等学校等就学支援金の支給に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：222)</p>	<p>埼玉県 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する事務について、申請者の受給資格(収入の状況)を確認するため、マイナンバー制度による情報連携の対象に生活保護関係情報を追加する。 これにより、申請者の負担軽減及び都道府県の事務効率化に資する。</p>

重点事項について

5. 行政手続の効率化を通じて、住民等の利便性向上を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
36	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) 【法律改正】</p> <p><R元年フォローアップ案件> (管理番号：150)</p>	熊本市 (経済産業省)	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業、保安業務等に係る許可、登録、届出、検査等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する。</p> <p>これにより、消防行政や高圧ガス保安行政を担っている指定都市で一体的に所管できるようになり、効率的な行政運営や統一的な指導に資する。</p> <p>(参考) 令和元年対応方針において、「地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る」とされたもの。</p>

重点事項について

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
37	<p>法律等に基づく計画策定に係る義務付け（実質的な義務付けを含む）の見直し (①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、②子ども・若者育成支援推進法、③次世代育成支援対策推進法 等) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号：210)</p>	<p>福島県 (内閣府、法務省、厚生労働省)</p>	<p>(1) 法律により策定や内容、公表が義務付けられている計画について、地方公共団体が地域の実情等を踏まえて策定の必要性等を判断できるよう、策定等に係る規定を任意規定にするなどの見直しを行う。</p> <p>(2) 法律により策定は努力義務あるいは任意とされているが、計画内容や策定時の公表の義務付けや、運用として国による策定状況の公表がなされるといった実質的な策定の義務付けがなされているため、計画内容や策定時の公表の義務付けの廃止及び策定が任意であることを改めて周知するなどの見直しを行う。</p> <p>これにより、地方公共団体が真に必要とする計画のみを策定することが可能となり、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p>
38	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し (新型インフルエンザ等対策特別措置法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：229, 230)</p>	<p>兵庫県 (内閣官房)</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限について以下の見直しを行うことで、都道府県知事の判断による迅速な要請や指示等が可能となるとともに、都道府県知事が行う指示の実効性を担保し、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。</p> <p>① 特定都道府県知事として、第45条の中で、業種や類型ごとの要請、個別の施設管理者等に対する要請、それに次ぐ指示を一連で行うことを可能とする。</p> <p>② 第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、国との事前協議を廃止する。</p> <p>③ 第45条第3項の指示の実効性を高めるために必要な法整備を行う。</p>

重点事項について

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
39	<p>地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用 (地方公務員法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：241)</p>	<p>寝屋川市 (総務省)</p>	<p>地方公務員について、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることを可能とする。 これにより、実際の業務量に合わせた勤務時間を設定することが可能となり、業務の繁閑による時間外勤務の偏りが平準化され、地方公務員の働き方改革の推進に資する。</p>
40	<p>日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化 (日本赤十字社法、地方自治法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：244)</p>	<p>神戸市 (総務省、厚生労働省)</p>	<p>日本赤十字社の活動資金について、現在、地方公共団体が協力してその募集や受領等の事務を行っているところ、事務の法的根拠を明確化し、当該金銭を歳入歳出外現金として取り扱うことを可能とする。 これにより、地方公共団体における事務の円滑化等に資する。</p>